

平成14年厚岸町議会第3回定例会		
平成13年度企業会計決算審査特別委員会会議録		
招 集 期 日	平成14年9月17日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成14年9月19日 午前10時02分
	閉 会	平成14年9月19日 午前10時49分

1 出席委員並びに欠席委員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	稲 井 正 義	○	11	谷 口 弘	○
2	塚 田 丈 太 郎	×	12	高 畠 一 美	○
3	田 宮 勤 司	○	14	安 達 由 圃	○
4	佐 藤 淳 一	○	15	菊 池 賛	○
5	岩 谷 仁 悦 郎	○	16	音 喜 多 政 東	○
6	真 里 谷 誠 治	○	17		
7	池 田 實	○	18	中 屋 敦	○
8	小 澤 準	○	19	佐 齋 周 二	○
9	木 村 正 弘	○			
10	室 崎 正 之	○			
以 上 の 結 果 出 席 委 員 16名 欠 席 委 員 1名					

1 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
大 平 裕 一	高 橋 政 一	

1 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	若 狹 靖	教 委 生 涯 学 習 課 長	柿 崎 修 一
助 役	大 沼 隆		
収 入 役	君 澤 英 二	監 査 事 務 局 長	阿 野 幸 男
総 務 課 長	斉 藤 健 一	農 委 事 務 局 長	松 浦 正 之
企画財政課長	黒 田 庄 司	教 委 体 育 振 興 課 長	澤 向 邦 夫
税 務 課 長	大 野 榮 司		
町 民 課 長	古 川 福 一	教 委 指 導 室 長	大 場 和 典
保 健 福 祉 課 長		水 道 課 長	山 崎 国 雄
環 境 政 策 課 長	西 野 清	病 院 事 務 長	大 野 繁 嗣
農 政 課 長	福 田 美 樹 夫	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 施 設 長	藤 田 稔
水 産 課 長	小 倉 利 一		
商 工 観 光 課 長	久 保 一 將	デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー 施 設 長	玉 田 勝 幸
管 理 課 長	松 澤 武 夫		
建 設 課 長	北 村 誠	保 健 福 祉 課 長 補 佐	大 崎 広 也
監 査 委 員	今 村 實		
教 育 長	富 澤 泰	病 院 事 務 次 長	林 讓 治
教 委 管 理 課 長	田 辺 正 保		

委 員 長	ただいまから企業会計決算審査特別委員会を開会いたします。 開会時刻 10時02分
委 員 長	これより直ちに審査に入ります。 審査の進め方につきましては、款項ごとに進めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
委 員 長	ご異議なしと認め、款項ごとに進めてまいります。 初めに、認定第1号 平成13年度厚岸町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。 まず、決算書1ページ、決算報告書、収益的収入及び支出から進めてまいります。 収入。第1款水道事業収益、第1項営業収益。 ありませんか。 （な し）
委 員 長	第2項営業外収益。 ございませんか。 （な し）
委 員 長	なければ支出に入ります。 支出。第1款水道事業費用、第1項営業費用。第2項営業外費用。 ありませんか。 （な し）
委 員 長	第3項特別損失。第4項予備費。 ございませんか。 （な し）
委 員 長	なければ2ページの資本的収入及び支出に入ります。 収入からまいります。 収入。第1款資本的収入、第1項企業債。 ありませんか。 （な し）
委 員 長	第3項出資金。第4項他会計補助金。第5項工事負担金。第6項保証金。

	ありませんか。
	(な し)
委 員 長	なければ支出に入ります。
	第1款資本的支出、第1項建設改良費。第2項企業債償還金。
	ありませんか。
	(な し)
委 員 長	なければ次に進みます。
	財務諸表、3ページから8ページまでです。
	ございませんか。
	(な し)
委 員 長	なければ次に進みます。
	事業報告書、9ページから17ページまでです。
	ございませんか。
	(な し)
委 員 長	次に、附属明細書です。18ページから23ページ。
	ございませんか。
	(な し)
委 員 長	なければ総体的にございませんか。
	(な し)
委 員 長	なければ以上で質疑を終わります。
	お諮りいたします。
	討論を省略し、本案は原案のとおり認定すべきものと決するにご異議ありません
	か。
	(「異議なし」の声あり)
委 員 長	ご異議なしと認めます。
	よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。
委 員 長	次に、認定第2号 平成13年度厚岸町病院事業会計決算の認定についてを議題と
	いたします。
	決算書の1ページ、決算報告書、収益的収入及び支出から進めてまいります。

	収入。第1款病院事業収益、第1項医業収益。第2項医業外収益。
	ありませんか。
	(な し)
委 員 長	なければ支出に入ります。
	第1款病院事業費用、第1項医業費用。第2項医業外費用。第3項予備費。
	ありませんか。
	(な し)
委 員 長	それでは、2ページをお開きください。
	2ページ、資本的収入及び支出に入ります。
	収入。第1款資本的収入、第1項企業債。
	ございませんか。
	(な し)
委 員 長	第2項補助金。
	ございませんか。
	(な し)
委 員 長	なければ支出に入ります。
	第1款資本的支出、第1項建設改良費。第2項企業債償還金。
	ございませんか。
	(な し)
委 員 長	なければ次に進みます。
	財務諸表、3ページから7ページまでです。
	ございませんか。
	(な し)
委 員 長	次に、事業報告書、8ページから13ページまで。
	ございませんか。
	(な し)
委 員 長	次に、附属明細書。
	3番。
3 番	ここでお伺いをいたします。
	給与費のうちの賃金と、それから経費のうちの旅費、交通費であります。町立

病院では、出張医の先生に来ていただいて診察をしていただくと、こういうことをやっておられますね。

委員長 病院事務長。

病院事務長 賃金のごさいますけれども、今の医師体制の中で、医師定数が今、医療法では10人という中で、現在5名の医師で診療を行っているわけでごさいます。そういう中で、当然、各内科、外科にいたしましても、相当やはり診療上、医師にかかる業務量もきつい面もございまして、そういう中で出張医に頼っている状況でごさいます。特に、外科の場合は、札幌の第一外科より宿日直とか、また釧路の方の市立病院の方から内科の循環器の援助。また、現在、札幌医大の方から、これも月1度ですけれども、循環器の診療援助。それからまた、労災関係の方から脳外科の診療等もいただいている中で、当然、この医師体制が充実していない中で、そういう出張体制をいただいている中で賃金がふえているのが実態でごさいます。

委員長 3番。

3 番 この医師体制が必ずしも十分ではない。そういう中で、それぞれの病院にお願いをして、出張医で来ていただいて診察をしていただく。そういうことで大変ご苦労もかけるわけですね。それから、病院側でも助かる、患者も助かると、こういうことだと思うんです。しかし、どうも、この出張医の先生に支払われる賃金——賃金といいますかね。それから旅費、かなり高額なのではないか、こういうことが言われているわけでありますが、平成13年度で何件あつて、目的がどうであつて、何件あつて、何人来られて、幾ら支払われているのか、1人当たり幾らになるのか、そのことについてご説明をいただきたい。

委員長 病院事務長。

病院事務長 13年度の出張医の関係でごさいますけれども、総額で2,725万5,000円の支出をしている内容であります。

(「2,700幾ら」の声あり)

病院事務長 2,725万5,000円ですね。これが13年度の出張医に支払われている賃金でごさいます。内訳にいたしましては、手術応援が21件の——手術関係ですね。手術関係の応援が21件の190万5,000円でごさいます。それと、診療応援関係でごさいますけれども、内科、外科、小児科、整形等も入れまして、70件で1,254万5,000円でごさいます。そのほか、土日の当直関係でごさいますけれども、これが37件で1,041

	万 5,000円でございます。休日時の応援ということで、5件で 164万 5,000円。その他74万 5,000円で、合わせて 2,725万 5,000円でございます。ちなみに、道内が 131件の 2,600万 5,000円と、それから道外が9件の 125万円が内容でございます。
委 員 長	3 番。
3 番	2,725万 5,000円なんですね。13年度の医師に支払われた給与は 5,773万 9,700円なんですね。すると、合わせますと 8,000万—— 9,000万。 8,000万ですか。8,400 万ぐらいになるわけですね。この出張医の先生に支払われる賃金と旅費の基準は、基準額は幾らなんですか。
委 員 長	病院事務長。
病 院 事 務 長	基準額につきましては、これは各町村もそれぞればらばらでございますけれども、当院につきましては、日額約8万 5,000円の支払いをいたしております。
委 員 長	3 番。
3 番	1日8万 5,000円。旅費はどうなっているんですか、だから。旅費も聞いているでしょう。
委 員 長	病院事務長。
病 院 事 務 長	旅費につきましては、旅費規程に基づきまして、町の旅費規程に基づきまして支払いをさせていただいております。
委 員 長	3 番。
3 番	きちんとまとめて答えていただきたいと。日帰りの先生ばかりでないはずですね。宿泊費、こういうものはどうなっているのか、洗いざらいきちんと説明してください。
委 員 長	病院事務長。
病 院 事 務 長	当然、日帰りの先生もいらっしゃいますが、主に宿泊をしてもらっているのが実態でございます。長期につきましては、医師住宅がございますので、そこで宿泊をしていただいて、この診療をしていただいているということでございまして、あと、その出張医の状況に応じまして、医師住宅があいていない場合はホテルに泊まってもらう。それと、当直の場合は、医師当直室がございますので、そこで当直して診療いただいている等が内容であります。
委 員 長	3 番。
3 番	せっかく来ていただいて診察をしていただくわけですから、しかるべき措置をし

てさしあげるといことは必要だと思うんですね。この日額8万5,000円という額は何を基準にして決めておられるのか。今、病院に勤務しておられる先生の、これは人によってはそれぞれ給与額が違うと思うんですが、1人当たり幾らなんですか、1日。換算して。

委員長 休憩します。 休憩時刻10時17分

委員長 再開します。 再開時刻10時32分

病院事務長。

病院事務長 大変貴重な時間を費やして申しわけございません。

当院の固定医の1日の賃金、給与の額でございますけれども、ある——これは小児科の医師の関係でございますけれども、1日にいたしますと、約8万8,300円が日額の計算になります。

委員長 3番。

3番 それでこの5万7,000円になるのですか、5,700万に。そんなものではきかなくなるのではないかい、1日8万幾らも払って。

委員長 病院事務長。

病院事務長 ちょっと説明の仕方が悪いんでございますけれども、あくまで5,000円というのは本給でございまして、そのほかに、医学研究手当とか、諸手当がかなり加算されるわけです。

（「何でそんなものを入れるんだよ。何でそんなもの…」

…。比較になるかい、そんなことで」の声あり）

病院事務長 実は、短期の出張医、賃金の計算につきましても、そういうものも加味しながら、全体の、年間の総収入を加味して、大体日額という計算の根拠としているところでございます。

それとあと、管内の関係ですけれども、ちょっと今調べていますので、わかれば管内の状況もお知らせしたいなと、こう思います。

委員長 3番。

3番 余り長々とやりたくはないんですよ、そんなうるさいところまでいかないよなんて言われても困るわけだから。だけれども、今の病院の財政を考えたときに、非常に厳しいわけです。しかも、診療報酬の引き下げで、昨日の答弁にもあるように、

年間 9,000 万。これは見込みですけれども、そういうふうな額になると一層病院の経営は苦しくなるわけですね。しかも、今までの診療体制は維持してやるんだと、こういう決意ですから、さらにお金がかからざるを得ないですよ、診療報酬でそれだけ払ってもらえないわけですから。しかし、今の水準を維持すると、こういうことなんでしょう。そうなってくると、大変な中、来ていただいて、診察をしていただくわけなんです、その辺も勘案してやはり考えていかないと、私は困るのではないかなと。

今、比較の問題で、手当から何から全部合算して日額を出した。だから、それも入っているんだと。そんなことになるんですか、一体。なるのですか。日を限って来られる先生に差し上げる、この賃金の基準として、そういうものも含めるんだと、そんなことにはならないのではないかい。

それから、近隣のことを何か言っていました、はっきり言ってください。近隣ではお調べになっているんですか、どの程度払われているのかというのは。

委員長 病院事務長。

病院事務長 その出張医の 1 日当たりの単価の根拠と申しますか、過去にもいろいろ、出張医に来ていただくためには、各町村とも、この相場といいますか、ある程度のものを想定した中で来ていただいている実態もございます。それで、先ほど各手当とかということを行いましたけれども、例えば、出張医の臨時の計算に当たりまして、当然、うちの医師のそういう各諸手当も入れまして月額の賃金を決めさせていただいているのが実態でございます。

それで、今、管内の状況でございすけれども、今ちょっと調べておりますので、わかり次第……

(「わかり次第って、もう終わるんだもん、決算」の声
あり)

病院事務長 今——もうちょっとお待ちいただきたいと思います。

委員長 休憩します。

休憩時刻 10 時 37 分

委員長 再開します。
病院事務長。

再開時刻 10 時 38 分

病 院
事 務 長 今、この1日の日当の関係、各管内のを今調べていますけれども、今、標茶の関係がですね、実は、税込みで1日10万 7,000円を払っているという状況にあります。

ほかは、ちょっと今、なかなか連絡があれなものですから、とりあえず、標茶がこういう状況にあるということだけご報告申し上げたいと思います。

委 員 長 3番。

3 番 つまみ食いみたいな説明では、説明にならないの。やるのなら、全般的に調べて、こうなんだというものを出さなければ資料にならないんですよ。今、この短い時間の中でそれをやれと言っても無理でしょうから、次の機会にはそういうものを出してください。

私は、やはり病院の運営全体についてかなり厳しく考えていかないと、これは大変なことになるのではないかな。足りなくなれば一般会計から出さざるを得ないわけですからね。昨日も後発品の話もしましたが、800品目ある。後発品があるものは200数十品目だと、こういうふうに言っておりましたね。それは、昨日もあなたが言っておられたが、医師の先生から考えれば、患者の安全性もあるとか、あるいは薬効の問題もあると、いろいろあると思うんですよ。しかし、少なくとも、国でも道でも、患者の負担を軽減する、それから病院の費用を軽減する、こういう視点からこの問題に取り組んでいるわけでしょう。そして、しかも、この診療報酬でも2点加算されるという措置が、この後発品を使うことによってそういう措置もとられているわけですね。そういうことを考えてみると、この財政全般についてきちんとした見直しを図ると、極力むだを省くということをやっていないとだめだと思うんですよ。その点、町長のご答弁もお伺いをしたいということでもあります。

委 員 長 町長。

町 長 ご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

病院運営における給与費の割合は極めて高いというご指摘かと存じます。健全経営を常に念頭に置き、公営企業としての経営を堅持するということは、病院事業にとっても大事なことであります。しかしながら、私も町長になりましてから1年有余たちます。そこで、町民から信頼できる町立病院をつくらなければならないということで、行政の中でも極めて重要課題として推進をさせていただいております。

しかし、その中で極めて難しい問題があります。といいますのは、医師の確保でございます。現実、町立病院固定医師というのは、先ほどお話があったとおりであ

ります。残念なことに、短期間の出張の中で信頼できる病院ということにしなければならぬというのが現実であります。そういう中で給与費が高くなっているということについても、私としては、他町村の関係、特に、自治体病院といいますのは全国どこでも大変な時代を迎えております。そういう中で考えます場合に、冒頭申し上げましたけれども、しからば赤字経営でいいのかということであれば、今日の行財政の難しい中では大変なことであろうと思っております。田宮委員のご指摘も念頭に置きながら、これから公営企業としての経営を堅持してまいりたい、かように考えますので、ご理解をいただきたいと存じます。

委員長 他にございませんか。

(なし)

委員長 なければ次に進みます。

総体的にございませんか。

1 番。

1 番 ここでちょっとお尋ねをしたいんですが、昨年、町立病院の医療ミスによる損害賠償を求められていたんですが、その後の経過と今後の見通しについてお聞かせ願いたいと思います。

委員長 病院事務長。

病院事務長 訴訟の関係でございますけれども、現在の状況につきましては、第1回の口頭弁論が、昨年、13年11月6日に第1回の公判が開かれてございまして、口頭弁論ですね。その後、現在まで、今年の8月6日の第6回の口頭弁論が行われております。そういう中で、現在、原告側と被告の方でそれぞれ電話会議が主でございまして、準備書面といいますか、お互いの双方の主張、反論という形で裁判所を通して行われている状況でございます。

それで、今後の状況でございますけれども、10月1日の予定でございますけれども、第7回の口頭弁論と。それと、11月18日は、第8回になろうかと思っておりますけれども、そこで尋問、証人のが行われる予定になってございます。賠償の金額につきましては、当初、1億5,000万ですかということで、その後、今、弁護士、原告側、被告側とやりとりしているわけでございまして、今後の裁判の成り行きを今後も見ていかなければならないような状況にあります。

委員長 1 番。

1 番 | そうすると、次回が10月1日、次が11月18日ということで、かなり進んでいるようなんですが、結審というか、解決がいつごろになるのか。見通しはどうなんですか。

委員 長 | 病院事務長。

病 院
事 務 長 | 正直申し上げまして、まだこういう口頭弁論が、証人とかいろいろな中で進められるわけございまして、今のところ、いつということはちょっとつかんでいないような状況でございます。願わくば、できるだけ早く和解の方に持っていくのがあればと思いますけれども、推移を見ながら対応していきたいなと思っております。

委員 長 | 1番。

1 番 | これは、結局あれでしょう。お互い和解に持っていこうということで、町の方もそのように進めているだろうと思うんですけども、これはどうなんですか、町長。やはり早く解決するというので進められるべきだと思うんですが、町長の考え方はどうですかね。

委員 長 | 町長。

町 長 | 医療過誤の問題につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

このことについては、行政報告といたしましても、議会においてご報告をさせていただいておりますが、実は、裁判所の関係の中でも、この審議がおくれているという理由がございます。といいますのは、4月1日をもって裁判長が交代になったということでございます。極端に言いますと、私ども、法的なことは余り理解しておりませんけれども、裁判長が変わったことによって、その審議が振り出しに戻ったということでございます。私ども、一般からすると理解できないことでありますが、そういう事情等もありまして審議がおくれているということであるわけであります。

町といたしましても、医療に関する重要な問題であります。さらにはまた、町民に対する不安があつてはなりません。私といたしましては、速やかにこの問題が結審できるようにお願いをいたしておりますが、しかし、裁判であります。結審はいつかということは私からは申し上げることができない部分についてはご理解をいただきたいと思います。そういう事情があつたということについてはご理解いただきたいと存じます。

委員 長 | よろしいですか。

委 員 長	（「はい」の声あり） 他にございませんか。ございませんか。 （な し） なければ以上で質疑を終わります。 お諮りいたします。 討論を省略し、本案は原案のとおり認定すべきものと決するにご異議ございませ んか。 （「異議なし」の声あり） ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。 以上で、本委員会に付託されました2件の審査は全部終了いたしました。よって、 企業会計決算審査特別委員会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。 閉会時刻 10時49分
委 員 長	

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成14年9月19日

平成13年度企業会計決算審査特別委員会

委員長